

## 令和5年度 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画

No.	補助・単独	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業始期	事業終期	交付対象経費（千円）	成果目標
1	単	市民税非課税世帯等緊急支援【低所得者世帯給付金】	①コロナ禍における電気・ガス・食料品等の価格高騰への対応として、家計への影響が大きい市民税非課税世帯等に対し、給付金を支給する。 ②低所得世帯への給付金 ③給付金総額 R5市民税非課税世帯 30,000円/世帯×27,565世帯 R5家計急変世帯 30,000円/世帯×41世帯 ④R5市民税非課税世帯（住所を移していないDV被害者、措置児童等のみなし世帯を含む）、家計急変世帯	R5.4	R6.3	828,180	支給件数27,606世帯
2	単	市民税非課税世帯等緊急支援（事務費）	①コロナ禍における電気・ガス・食料品等の価格高騰への対応として、家計への影響が大きい市民税非課税世帯等に対し、給付金を支給するにあたって必要な事務経費 ②低所得世帯への給付金に係る事務費 ③事務費 低所得世帯支援枠分 40,089千円 推奨事業枠分 60千円 (任期付職員人件費【本事業対応のため】、会計年度任用職員経費【本事業対応のため】、時間外手当【本事業対応のため】、需用費、役務費【通信運搬費、口座振込手数料】、派遣委託、システム改修等委託、通知封入封緘委託、使用料及び賃借料【電話機、コピー機等】) ④R5市民税非課税世帯（住所を移していないDV被害者、措置児童等のみなし世帯を含む）、家計急変世帯	R5.4	R6.3	40,149	支給件数27,606世帯
3	単	市民税非課税世帯等緊急支援	①コロナ禍における電気・ガス・食料品等の価格高騰への対応として、家計への影響が大きい市民税非課税世帯等に対し、給付金を支給する。 ②低所得世帯への給付金 ③給付金総額 生活保護受給世帯のうちR5市民税課税世帯（医療単給世帯含む）30,000円/世帯×56世帯 ④生活保護受給世帯のうちR5市民税課税世帯（医療単給世帯含む）	R5.4	R6.3	1,680	支給件数56世帯
6	単	市民税非課税世帯等緊急支援（事務費）	①コロナ禍における電気・ガス・食料品等の価格高騰への対応として、家計への影響が大きい市民税非課税世帯等に対し、給付金を支給するにあたって必要な事務経費 ②低所得世帯への給付金に係る事務費 ③事務費 推奨事業枠分 296千円 (任期付職員人件費【本事業対応のため】、会計年度任用職員経費【本事業対応のため】、時間外手当【本事業対応のため】、需用費、役務費【通信運搬費、口座振込手数料】、派遣委託、システム改修等委託、通知封入封緘委託、使用料及び賃借料【電話機、コピー機等】) ④住所を移していないDV被害、措置児童等のみなし世帯、単給世帯	R5.4	R6.3	296	支給件数150世帯
7	単	中学校給食費の無償化	①ウィズコロナにおいて、物価高騰の影響を受けやすい子育て世帯の経済的負担を軽減するため、中学校の給食費の無償化を実施する。 ②③ 中学校 月額4,500円/人×11月×6,259人=309,821千円→309,800 義務教育学校（後期） 月額4,600円/人×11月×44人=2,226千円→2,200 ④市内小中学校に通う子ども及び子どもの保護者（教職員は除く）	R5.4	R6.3	312,000	市内小中学校（小学校32校、中学校15校、義務教育学校1校）の給食費の保護者負担増額 0円
8	単	小・中学校新入生応援金の支給	①ウィズコロナにおいて、物価高騰の影響を受けやすい子育て世帯の経済的負担を軽減するため、小学校及び中学校に入学する児童生徒を持つ保護者に対し、応援金を支給する。 ②③ 小学生分 30,000円/人×2,300人=69,000千円 中学生分 30,000円/人×2,400人=72,000千円 事務費（消耗品、郵便料金等） 4,300千円 ④市内小中学校に入学する子ども及び子どもの保護者	R5.4	R6.3	145,300	支給件数 小学校入学分 2,300件 中学校入学分 2,400件

No.	補助・単独	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業始期	事業終期	交付対象経費（千円）	成果目標
9	単	幼稚園・保育所等緊急支援	①コロナ禍において、物価高騰等の影響を受ける幼児教育・保育施設の継続した運営を支援する。 ②、③ 定員数に応じた支援金を交付する。 定員20人未満 10万円×47施設=4,700千円 定員20人以上200人未満 30万円×79か所=23,700千円 定員200人以上 50万円×8か所=4,000千円 ④保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、認可外保育施設 ※公立施設除く	R5.4	R6.3	32,400	幼児教育・保育施設134施設への支援
10	単	民間学童クラブ緊急支援	①コロナ禍において、物価高騰等の影響を受ける民間学童クラブの継続した運営を支援する。 ②、③ 定員数に応じた支援金を交付する。 定員50人以下 10万円×19か所=1,900千円 定員51人以上 20万円×5か所=1,000千円 ④民間学童クラブ	R5.4	R6.3	2,900	民間学童クラブ24施設への支援
11	単	福祉施設緊急支援	①コロナ禍において、電気・燃料等の価格高騰により運営費が上昇し、厳しい経営環境に置かれている民間の福祉施設に対し、支援金を支給する。 ②③ 【入所・入居施設】(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、障害者支援施設 ほか) 支給額 定員が100人以上 50万円×9か所 定員が50人以上100人未満 40万円×46か所 定員が30人以上50人未満 30万円×9か所 定員が30人未満 20万円×70か所 【訪問・通所系サービス事業所】 令和4年10月～令和5年3月の給付費等の額に応じた支援金を交付する。 給付額3,000万円以上 20万円×58か所 給付額500万円以上3,000万円未満 15万円×408か所 給付額500万円未満 10万円×637か所 ④入所・入居施設を運営する事業者、介護保険サービス及び障害福祉サービス等に係る訪問系事業、通所系事業所、相談系事業所	R5.4	R6.3	176,100	入所・入居施設への支給件数 134件 訪問・通所系サービス事業所への支給件数 1,103か所への支援
12	単	医療機関等緊急支援	①コロナ禍において、電気・燃料等の価格高騰により運営費が上昇し、厳しい経営環境に置かれている医療機関等に対し、支援金を支給する。 ②③ 対象者 保険診療を行う病院、診療所（医科、歯科） 保険調剤を行う薬局 支給額 病院 50万円×25か所 有床診療所 20万円×15か所 無床診療所（医科、歯科） 10万円×360か所 薬局 10万円×170か所 ④保険診療を行う病院、診療所（医科、歯科） 保険調剤を行う薬局 ※公立は含まない	R5.4	R6.3	68,500	保険診療を行う病院・診療所（医科、歯科）、保険調剤を行う薬局の事業継続 支給件数 570件
13	単	農業担い手緊急支援	①コロナ禍において、原油価格・物価高騰に直面し、価格への転嫁も難しい農業の担い手に対し、耕作面積に応じた支援金を支給する。 ②③ 水田耕作者への支援 10a当たり5,000円 5,000円×1,500ha 畑地・園芸耕作者への支援 10a当たり15,000円 15,000円×300ha ④市内の水田耕作者（令和5年度経営所得安定対策加入者）、畑地・園芸耕作者（認定農業者、認定新規就農者）	R5.4	R6.3	120,000	支給対象者（水田耕作者、畑地・園芸耕作者）の事業継続 支給件数 水田耕作者 1,500ha分 畑地・園芸耕作者 300ha分

No.	補助・単独	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業始期	事業終期	交付対象経費（千円）	成果目標
14	単	畜産農家緊急支援	①コロナ禍において、飼料価格高騰の影響を受け、厳しい経営環境に置かれている畜産農家に対し、支援金を支給する。 ②③ 対象者 畜産農家（採卵鶏農家、養豚農家、肉用牛農家、乳用牛農家） 支給額 配合飼料・輸入乾牧草使用数量 1t当たり8,000円 ※1経営体500万円を上限とする。 上限5,000千円×4事業体=20,000千円 8,000円×4,997t=40,000千円 ④畜産農家（採卵鶏農家、養豚農家、肉用牛農家、乳用牛農家）	R5.4	R6.3	60,000	畜産農家（採卵鶏農家、養豚農家、肉用牛農家、乳用牛農家）の事業継続 支給件数 31件
15	単	土地改良区等緊急支援	①コロナ禍における電気料金の高騰により、農業を支える土地改良区等の施設運営費が増高しており、水利費の値上げ等の新たな農家負担が生じないよう、土地改良区等の運営費を支援する。 ②、③ 土地改良区電気料金高騰分を支援 51,700千円（8団体） 水利組合電気料金高騰分の90%を支援 3,700千円（19団体） ④市内に受益地を有する土地改良区及び水利組合	R5.4	R6.3	55,400	土地改良区8団体、 水利組合19団体の受益地における水利費高騰の防止
16	単	公共交通運行事業者緊急支援	①コロナ禍において、原油価格高騰による燃料費上昇の直接的な影響を受けている路線バス事業者、タクシー事業者に対し、支援金を支給する。 ②③ (1) 市内を運行する路線バス事業者（高速バスを除く） 令和5年3月における水戸市内営業所所属車両の走行キロ（ただし、水戸市内に営業所がない場合、水戸市内運行区間での走行キロ）が ア 30万キロ以上 14,000,000円 イ 15万キロ以上 7,000,000円 ウ 15万キロ未満 300,000円 計 21,300,000円 (2) タクシー事業者 令和5年3月31日時点での1台当たり 20,000円 水戸市内を運行するタクシー車両数 500台 20,000円×500台=10,000,000円 ④市内を運行する路線バス事業者（高速バスを除く）	R5.4	R6.3	31,300	バス事業者、タクシー事業者の事業継続 支給件数 バス事業者 3件 タクシー事業者 500台分
17	単	道路貨物運送事業者緊急支援	①コロナ禍において原油価格高騰による燃料費上昇の直接的な影響を受けている道路貨物運送事業者に対し、支援金を支給する。 ②③ 給付額 一般・特定貨物自動車（緑ナンバー）1台あたり3万円 貨物軽自動車（黒ナンバー） 1台あたり1万円 ※上限額：1事業者あたり100万円 対象者 一般・特定貨物自動車（緑ナンバー） ○上限100万円未満 @30,000×1,500台（100事業者）=45,000千円 ○上限100万円（34台以上保有） 1,000千円 × 25事業者（2,000台）=25,000千円 貨物軽自動車（黒ナンバー） @10,000 × 20台 = 200千円 ④市内に事業所を有する道路貨物運送事業者	R5.4	R6.3	70,200	道路貨物運送事業者の事業継続 支給件数 一般・特定貨物自動車 125事業者分 貨物軽自動車 20台分
18	単	資源物・ごみ収集運搬事業者緊急支援	①コロナ禍において原油価格高騰による燃料費上昇の直接的な影響を受けている資源物・ごみ収集運搬事業者に対し、支援金を支給する。 ②③ 家庭系の資源物・ごみ収集運搬事業者 車両1台当たり70,000円 70,000円×80台=5,600千円 ④家庭系の資源物・ごみを収集運搬する事業者	R5.4	R6.3	5,600	家庭系の資源物・ごみ収集運搬事業者の事業継続 支給件数 80台分

No.	補助・単独	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業始期	事業終期	交付対象経費（千円）	成果目標
19	単	し尿・浄化槽汚泥収集運搬事業者緊急支援	①コロナ禍において原油価格高騰による燃料費上昇の直接的な影響を受けているし尿・浄化槽汚泥収集運搬事業者に対し、支援金を支給する。 ②③ し尿・浄化槽汚泥収集運搬事業者 車両1台当たり70,000円 70,000円×45台=3,150千円 ④し尿・浄化槽汚泥を収集運搬する事業者	R5.4	R6.3	3,150	し尿・浄化槽汚泥収集運搬事業者の事業継続 支給件数 45台分
20	単	納豆消費拡大促進緊急支援	①コロナ禍において物価高騰が続いている中、本市の特産品である納豆の製造等を担う事業者が行う納豆の消費拡大につなげる取組を支援する。 ②③ 市内の納豆製造事業者等が開催する 納豆の消費拡大イベントへの補助 1,000千円 ④市内の納豆製造事業者等	R5.4	R6.3	1,000	納豆製造事業者等の事業継続 補助件数 1件
21	単	公共施設の電気料金等高騰対策	①コロナ禍における電気料金等の高騰に伴い、公共施設の光熱水費が大幅に増加する中、安定的な市民サービスの提供のため、光熱水費のかかり増し経費に地方創生臨時交付金を活用する。 ②③ 公共施設の電気料金高騰分 407,000千円 ④市民が利用する公共施設	R5.4	R6.3	407,000	公共施設の運営継続